

## 元女性国税専門官からのひとこと～遺贈の税金～

### 遺言書にて財産を遺贈したい

配偶者も子もいないいわゆる「おひとり様」が、自分の遺産を特定の NPO 法人や団体に寄付したいとご相談に来る事例が最近ありました。その場合の検討すべき事項を整理してみましょう。

まず、その人に法定相続人や財産を残したい人が、本当にいないのかを確認します。法定相続人の範囲は、民法で定められており、亡くなった人の配偶者と血族（子、父母、兄弟姉妹など）です。配偶者は常に法定相続人となりますが、血族相続人には相続順位があり、第 1 順位は子、第 2 順位は親、第 3 順位は兄弟姉妹となります。法定相続人が先に亡くなっている場合は、その子（孫やひ孫など）が代襲相続人となり、相続権を行使できます。兄弟姉妹が死亡している場合は、その子供の甥姪が該当します。遺言書を用意しなければ、法定相続人に相続されることになる為、自分の意志通りに特定の受遺者に遺贈したい場合には、遺言書で指定します。

原則として、被相続人に相続人や特別縁故者がいない場合、処分されない相続財産は国庫に帰属します。その為、相続財産の帰属先を生前に決めておきたい人は、遺言書により NPO 法人等を受遺者として金銭や不動産等を遺贈するケースが増えているのです。

### 相続税はかかるのか

遺贈により取得した財産は基本的に相続税の対象になり、受遺者が負担することになります。ただし、受遺者が（個人ではなく）法人の場合、相続税の負担が不当に減少する結果になるとされない限り、相続税は課税されません（相法 1 の 3）。相続税は亡くなった方から財産を受け継いだ個人が納める税金であり、原則として法人に相続税は発生しません。

しかしながら、有限会社や株式会社などへの遺贈の場合は法人税が課税される可能性があります。遺贈先が普通法人等の全ての所得に課税される法人である場合は、受贈法人に受贈益課税があります（法法 22②）。普通法人が同族法人の場合、法人に遺贈をしたことにより株式又は出資の価額が増加した場合は、遺贈者から他の株主に対する贈与となります（相法 9、相基通 9-2）。

一方で、公益法人や NPO 法人への遺贈の場合には、これらの法人は収益事業にのみ法人税が課税されるため、遺贈には法人税は課税されません。

### みなし譲渡所得税（準確定申告）

含み益のある不動産や有価証券等を遺贈する際に、遺贈した被相続人本人に課税されることがあります。（所法 59①一）被相続人は亡くなっているので、相続人か相続清算人（相続人がいない場合）が準確定申告をします。その場合は不動産等を売却し、税金を支払った上で金銭を寄付する清算型遺贈や、遺言でみなし譲渡の税額を受遺団体が受ける旨を記載するなどの対策が必要となります。

遺贈を受ける法人が公益認定委員会により認定された公益社団法人、公益財団法人等、その他公益を目的とする事業を行う法人である場合には、遺贈の日から 2 年以内に公益目的事業に供するなど一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を得たときは、所得税法 59 条の 1 項 1 号の規定については遺贈がなかったものとみなすこととされています（措法 40①後段）。また、寄付先が国や地方公共団体、特定の公益法人、認定 NPO 法人などの場合には、準確定申告で寄附金控除を受けることができます。